

事前協議のチェックリスト

凡例

○: 必要(県許可基準等で定められた図書等)

△: 場合により必要

ー: 不要

書類・図面の名称 (様式)		事前協議		明示等すべき事項	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積		
全般(共通事項)		○	○	本チェックリストを提出(出願)時に添付すること。 事前協議願にかかる補正は、電子(メール等)による対応も可とする。(盛土規制担当部局との補正対応に限る。) 協議確認書(協議を了したことの確認書)は、原本(書面)で交付するため、郵送を希望する場合は、別途、返信用封筒を送付すること。(各関係課・機関については個別に確認すること。) 【提出方法】 ◆書面の場合 - 必要部数: 2 部(正副: 副は返却用) - 書類はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 - 図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) - 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ◆電子の場合 - PDF 形式を基本とし、書類等の名称とファイル名称が整合していること。 - 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 - 図面の名称、番号とファイル名称が整合していること。	□
書類 1	工事計画事前協議願				
	宅地造成または特定盛土等に関する工事計画事前協議願 (第 1 号様式) または 土石の堆積に関する工事計画事前協議願 (第 2 号様式)	○	○	【共通】 - 宛先を「滋賀県知事 《知事名》」と記入すること。 - 出願者(工事主)の押印は求めない。 <工事の目的> 「共同住宅の建築のための宅地造成」、「残土処分(単なる土捨て)」、「ストックヤード運営事業(一時的な土石の堆積)」など具体的な目的を記入すること。 <土地の所在地および地番> - すべての地番を記入すること。 - なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外○筆(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添付すること。 <数値記入欄> - 面積、高さ、体積(土量)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。 【形質の変更】 5 欄の「施行前後の地盤標高差が 30 cm を超える面積」は、許可要件⑤において盛土または切土をする土地の面積が規制対象規模となる場合のみ、記入すること。 【土石の堆積】 5 欄の「施行前後の地盤標高差が 30 cm を超える面積」は、許可要件⑦において土石の堆積をする土地の面積が規制対象規模となる場合のみ、記入すること。	□
書類 2	委任状 (任意様式)	△	△	代理人による申請の場合に添付すること。 押印は求めないが、当該代理人が責任をもって願出者に協議願の内容を説明すること。 - 日付、委任する内容(変更ほか該当する手続き全般) - 委任を受ける方の住所氏名、連絡先	□
書類 3	計画説明書 (任意様式)	○	○	下記の内容を記入すること。 - 工事の目的にかかる基本方針 (当該事業区域を選定した理由、事業区域設定の考え方、計画に注意した事項など) - 雨水排水計画の概要 - 工事施行中の防災計画の概要	□

書類・図面の名称 (様式)		事前協議		明示等すべき事項	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積		
				【形質の変更】 ・造成計画(盛土・切土計画、擁壁等)のり面の対策の概要) 【土石の堆積】 ・土石の種類や年間の搬入搬出の見込み量	
書類 4	公図の写し (字限図)	○	○	登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可とする。 ・事業区域内を緑色で着色のこと。 ・里道(赤)、水路(青)を明確に着色のこと。	□
書類 5	土地の登記事項 証明書の写し (所定の様式)	○	○	登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可とする。	□
書類 6	現況写真 (任意様式)	○	○	・区域境界および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ・撮影方向位置図を添付すること。(地形図または土地の平面図に記入しても可とする。) ・区域界を赤線で明示すること。	□
図面 1	位置図	○	○	・方位、道路および目標となる地物 ・縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ・事業区域は、赤色に着色すること。	□
図面 2	地形図	○	○	・方位、土地の境界線(赤枠) ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・2mの標高差を示す等高線	□
図面 3	土地の平面図 (造成計画平面 図)	○	○	【共通】 ・方位、土地の境界線(赤枠)、断面図作成箇所(記号等) ・他法令等に基づく工事範囲(許可日および番号) ・官民境界確定線(確定日および番号) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・雨水排水計画平面図と兼ねてもよい。 ・図中の標高は、T.P.(東京湾中等潮位)で明示すること。 【形質の変更】 ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨(理由) 【土石の堆積】 ・縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ・土石の堆積をする土地の部分(最大時の範囲・形状) ・地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲および最大勾配 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容(断面図と照合できる番号等) ・空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容(断面図と照合できる番号等)	□
図面 4	土地利用計画平面 図	○	—	形質の変更(宅地造成または特定盛土等)の場合に添付すること。 ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色等)とすること。 (着色については、開発許可制度に基づく取扱基準(作成要領)を参考のこと) ・事業完了後の土地利用、形状および計画高を示す図とすること。 ・図中の標高は、T.P.(東京湾中等潮位)で明示すること。 ・方位、区域の境界 ・公共施設の位置、形状 ・予定建築物の形状、規模、用途 ・擁壁の位置、種類、高さおよび延長 ・公益的施設の位置、形状 ・宅地(一区画)面積 ・事業区域内道路の幅員 ・事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項	□

書類・図面の名称 (様式)		事前協議		明示等すべき事項	チェック
		形質の 変更	土石の 堆積		
				・事業区域界の明示方法(鉄、杭、構造物等) ・事業区域外既存道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ・雨水および汚水の排水系統 ・河川名、水路名およびその流向 ・樹木または樹木の集団の位置ならびに緩衝帯の位置および形状 ・道路法や法定外公共物など他法令等に基づく工事施工範囲と構造物等の名称など	
図面 5	土地の断面図 (造成計画断面図)	○	○	【共通】 ・対象行為をする前後の地盤面 ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・縮尺 1/100 以上(縮尺明示) 【形質の変更】 ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示すること。(崖の高さ、盛土切土の高さを明示すること。) ・なお、碎石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 【土石の堆積】 ・最大時の形状、高低差の著しい箇所(最大時の堆積高さを明示すること。) ・空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容(平面図と照合できること。)	□
図面 6	雨水排水計画平面図	○	○	【共通】 ・土地の平面図(造成計画平面図)と兼ねてもよい。(縮尺同程度) ・方位、土地の境界線(赤枠) ・事業区域内(放流先河川等含む)の排水方向を矢印で明示すること。 ・雨水排水区域の区域界(事業区域内の集水区域、集水面積)※別の図面でも可 【形質の変更】 ・汚水排水管接続先の位置、形状および名称 ・汚水排水管の勾配および管径 ・遊水池(調整池)の位置および形状 ・排水施設の位置、勾配、形状(名称)、延長、標高(勾配の根拠)等 ・道路側溝その他の排水施設の位置 ・排水管の位置、勾配、管径(名称)、延長、標高(勾配の根拠)等 ・人孔の位置および人孔間距離 ・吐口の位置 ・放流先河川および水路の名称、位置および形状 ・予定建築物等の敷地の形状および計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ・法面(がけを含む。)および擁壁の位置および形状	□
その他	その他必要な図書等	○	○	・擁壁等の構造図ほか ・その他、事前協議において必要と判断した場合に添付を求めることがある。	□

注 変更の場合(共通)

- ・事業計画等が大幅に変更となる場合は、補正対応ではなく、改めて事前協議(関係課・機関への意見照会)をやり直すこともあります。